

# 学校給食用物資の調達に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人広島市学校給食会（以下「給食会」という。）が学校等に供給する学校給食用物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (納入業者の資格)

第2条 学校給食用物資の納入業者として認定を受けることができる者は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 原則として、広島市内に本店、製造工場又は営業所等を有する者
- (2) 生産者、製造業者若しくは卸売業者又はこれに類する者
- (3) 引き続き2年以上の営業経歴があり、社会的信用を有する者。

ただし、引き続き2年以上の営業経歴がある法人又は個人が主体となり設立した組合等で、当該組合等の設立後2年に満たないものについては、2年以上の営業経歴があるものとみなす。

- (4) 工場、営業施設等の管理状況及び食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対し健康診断及び必要な検便を実施する等、衛生管理に万全を期している者
- (5) 指定した期日及び時刻に指定した量の学校給食用物資を仕入れ又は製造加工する等の調達能力を有する者
- (6) 指定した学校給食用物資を、指定した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配達能力を有するとともに、緊急な事態に即応できる態勢が整っている者又はこれと同等の能力を有する運送業の許可を得ている専門の業者に委託することができる者
- (7) 市税を滞納していない者
- (8) 営業に関し関係法令による許認可を必要とする業種にあっては、その許認可を取得している者
- (9) 営業規模に適した瑕疵担保保険に加入する等、十分な保証能力がある者
- (10) 学校給食用物資登録業者の指名除外等に関する規程別表に基づく登録の取消しを受けた者にあっては、その日から1年を経過した者
- (11) 調理済み流通食品類を扱う者にあっては「学校給食用食品の規格・品質」（令和6年7月改正広島市教育委員会）に定める製造工場の基準を満たす者又はこの基準を満たす者が製造した製品を販売する者

## (申請書の提出)

第3条 会長は、前条の認定を受けようとする者から学校給食用物資納入業者認定申請書を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させなければならない。ただし、会長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 営業経歴概況調書
- (2) 商業登記簿謄本（法人の場合のみ）又は身分証明書（個人の場合のみ）
- (3) 営業許可証（写）
- (4) 申請品目一覧表
- (5) 食品衛生監視票（写）又は所轄保健所長の証明書（正本）

(6) 過去2か年の決算書又は営業報告書

(7) 納税証明書

(8) その他会長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の受付は、原則として3年度ごとに行う（以下この受付を「一斉受付」という。）。

4 前項の規定にかかるわらず、会長が必要があると認めるときは、第1項の申請書の受付は、一斉受付の終了後、次期の一斉受付の開始前において、原則として1年度ごとに行うことができる（以下この受付を「追加受付」という。）。

5 前2項の規定による申請書の受付に係る受付期間は、次のとおりとする。

(1) 一斉受付 前期の一斉受付に係る登録の最終年度の12月1日から同月25日までの間。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、会長が別に定める期間

(2) 追加受付 会長が別に定める期間

6 会長は、申請者の提出した第1項の申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに必要書類を添えて届け出させるものとする。

（認定）

第4条 会長は、前条の規定により提出された申請書及びその添付書類を審査するとともに、必要に応じ、店舗、加工工場等を調査し、広島市学校給食用物資納入業者選定委員会規程による広島市学校給食用物資納入業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮った上で、同条の規定による申請の諾否及び登録物資の品目を決定する。

（登録等）

第5条 会長は、前条の規定により決定した結果を、当該申請者に通知し、認定された者については、その者及び登録物資を納入業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。

2 登録の有効期間は、3年度間とする。ただし、追加受付の場合にあっては、一斉受付に係る登録の有効期間の満了の日までとする。

（物資の品目追加登録の申請）

第6条 前条第1項の規定により登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）が物資の品目を追加しようとするときは、物資の品目追加登録申請書を提出させるものとする。この場合において、この申請は隨時することができるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させなければならない。

(1) 品目追加後の申請品目一覧表

(2) その他会長が必要と認める書類

（物資の品目追加登録）

第7条 前条の規定により申請書の提出があったときは、会長は、委員会に諮った上で、申請の諾否を決定する。

2 会長は、前項の規定により決定した結果を、当該申請者に通知し、申請が認められた物資については、その物資を登録名簿に登録するものとする。

（登録の取消し等）

第8条 登録業者が、第2条に規定する資格を欠いたとき、不良品等を納入したとき、又は不正若しくは不誠実な行為を行ったときは、別に定めるところにより、当該登録業者

に対して、登録の取消し、指名除外その他必要な措置をするものとする。

(物資選定委員)

第9条 会長は、学校給食用物資選定委員（以下「物資選定委員」という。）をおき、購入物資の品質、規格等の適正を図るため、次に掲げる事項を審査させるものとする。ただし、緊急に物資を調達する必要があると会長が認めるときは、審査を省略することができる。

- (1) 給食用物資としての適否
- (2) 給食用物資の品質、規格及び価格
- (3) 給食用物資の市況調査

(物資選定委員の任命又は委嘱)

第10条 物資選定委員は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから、会長が任命又は委嘱する。

- (1) 給食会の役員及び職員
- (2) 学校給食主管課関係職員
- (3) 栄養教諭
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(物資選定会の招集)

第11条 物資選定会は、会長が招集する。

(物資の契約)

第12条 物資の購入にあたっては、あらかじめ契約しようとする物資の予定価格を定め、競争入札により決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、随意契約とすることができるものとする。

- (1) その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 法令によって価格の定められている物資を購入するとき。
- (6) 競争入札に付し、入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- (8) 特定の取引価格によらなければ契約しがたいと認められる物資を購入するとき。
- (9) 1件の購入総額が100万円を超えない物資を購入するとき。

(入札参加者の選定)

第13条 会長は、競争入札に付するときは、登録業者のうちから入札に参加する者を、1品目につき原則として2名以上選定するものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札書に記名押印がないもの。
- (2) 入札書の記入文字が明確でないもの。

- (3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から 2 通以上の入札書が提出されたもの。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの。
- (5) その他入札の条件に違反したもの。

(入札の立会)

第 15 条 会長は、入札の執行に際しては、次の者を立ち合わせなければならない。

- (1) 給食会の役員 若干名
- (2) 学校給食主管課関係職員 若干名

(帳票)

第 16 条 この規程に定める帳票の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。